



トピックス…①

欧州委員会による新型コロナウイルス追加対策の特徴

欧州委員会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、深刻な打撃を受けている欧州連合（EU）の農業部門および食品産業部門を支援するため、EU競争法の一部適用除外（生乳減産を目的とした「自主的生乳供給計画」の策定）を始めとする追加対策を採択した。

1. 追加対策採択の背景

生乳生産者団体である欧州ミルクボード（European Milk Board：EMB）は4月15日、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による牛乳・乳製品市場の危機的な状況に対応すべく、EUレベルで自主的な生乳減産プログラムが直ちに実施されるよう、欧州委員会に要請したと発表した。

EMBは、同プログラムはEU全体で、かつ数カ月にわたって実施する必要があるとし、増産に制限をかける一方、自主的な生乳減産に応じた生産者には前年同時期比で減産分1kgごとに奨励金を出し、生産者が減産に応じる経済的環境を整えることを提案した。

一方、EU内で要請が上がっているバターや脱脂粉乳の民間在庫補助や公的買い入れについては、「需要のない乳製品在庫は市場圧力を緩和できないばかりか、それ自体が有害な圧力を生む」として、直ちに自主的な生乳減産を実施し、余剰の生乳生産を防ぐ必要があるとした。

EUでは、2016年に生乳取引価格が下落した際、共通農業政策（CAP）の共通市場規則（CMO）に規定される市場混乱時の特別措置として、生乳減産を目的とした「自主的生乳供給計画」の策定を可能とするEU規則を策定し、期間限定で施行したことがある。しかし、今回要請された自主的な生乳減産を実施する場合には新たな規則が必要となる。

なお、COVID-19が拡大する中、他の国々でも酪農家や乳業者向けの支援策が講じられているが、EUのように「自主的な生乳減産」に取り組んだ例はみられない。例えば、米国では低迷する生乳価格の補てん（The Coronavirus Food Assistance Program）、カナダではチーズやバターの市場隔離に対する財政的な支援策である。

2. 採択された追加対策

欧州委員会のヤヌシュ・ホイチェホフスキ（Janusz Wojciechowski）農業・農村開発担当委員は、5月4日発表のプレスリリースの中で、COVID-19の影響により深刻な状況下にある生乳生産者らに対し、「支援に必要な措置をただちに利用できるよう迅速に行動した」とした。また、農業および食品市場が深刻な打撃を受けたことに言及した上で、今回採択されたこれらの措置が「市場に正しいシグナルを送り、ただちに一定の安定をもたらすことを確信している」とした。さらに、欧州委員会

は、引き続き関係者や欧州議会、各加盟国と密に連携をとり、状況を注視していくとした。

今回採択された追加対策は、国家補助の増額、前払金の増額、補助金申請期限の延長など、欧州委員会がCOVID-19対策として早期に採択した包括的な対策に続くもので、その概要は次のとおりである。

（1）民間在庫補助（Private storage aid：PSA）

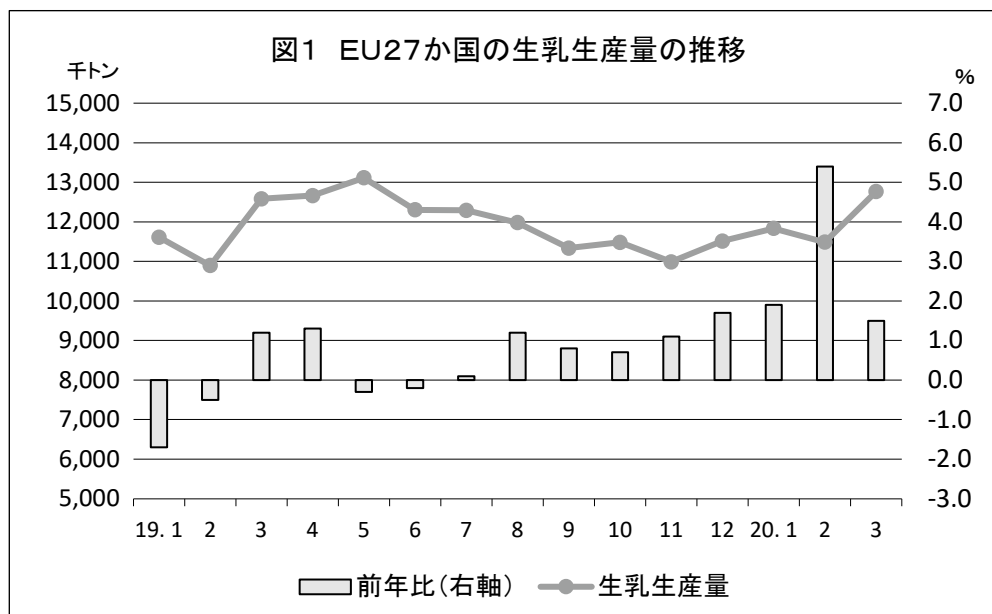
乳製品（脱脂粉乳、バター、チーズ）および食肉（牛肉、羊肉、山羊肉）を対象とするPSAを発動する。PSAとは、大幅な価格の下落など欧州委員会が必要と認めた場合、一定量を一定期間、市場から隔離するため、在庫として保管する業者に対し、保管経費の補助を行う制度である。これにより、最短で2～3カ月、最長で5～6カ月の期間、該当製品を市場から一時的に隔離することが可能になる。市場への供給量を減らし、長期的に市場を再均衡させることが目的で、申請は5月7日から開始され、終了は乳製品については6月30日まで、食肉については5月4日時点では公表されていない。

PSAでは市場隔離のために保管する民間事業者に対し、保管経費の補助が行われるが、対象品目ごとの主要な要件などが次のとおり示された。牛肉については、外食産業の閉鎖により特に需要が低下した、ステーキカット用に仕向けられるヒレやサーロインを含む月齢8カ月以上の生鮮または冷蔵の四分体に対象が絞られた。また、チーズについてのみ、民間在庫補助の上限数量が10万トンと示された。

しかし、EMBの5月28日付報道によると、2020年1月から3月におけるEUの生乳生産量は、前年同期に比べて2.8%増加（図1参照）し、春の本格的な生乳増産期を前にして4月の生乳価格は0.5%以上低下した。このような状況のなか、EU加盟国からは、脱脂粉乳4,800トン、バター31,000トン、チーズ38,000トンのPSAの申し込みがあり、アイルランド、スペイン、イタリア、スウェーデン、英国の5か国は、すでにチーズの国別割当数量に到達したという。

（2）柔軟な市場支援事業等の運用（Flexibility for market support programmes）

ワイン、青果物、オリーブオイル、養蜂を対象とした市場支援事業、および牛乳・乳製品、青果物を対象とし



資料: Zentrale Milchmarkt Berichterstattung (ZMB)

注) 生乳生産量は乳業メーカー向け出荷量(英国を除く)。

た学校給食事業を柔軟に運用する。具体的には、青果物では、実施中の事業変更や一時中止に対する行政上の措置が緩和される。また、学校給食事業では学校が閉鎖されていた期間を補うため、実施期間の9月30日までの延長や、執行額にかかわらず翌年度への繰越が可能になる。

(3) EU競争法の適用除外 (Temporary derogation from EU competition rules)

生乳、花き、加工用馬鈴薯を対象に、共通市場組織規則 (Common Markets Organisation Regulation) 第222条に基づくEU競争法の一部適用除外が認められ、事業者が自ら共同で、市場安定対策をとることができるようになった。これにより、市場安定のために生産者や関連団体自らが共同で、商品の市場からの隔離、無料配布、共同販売促進、計画生産を行うことが認められる。具体的な例として、生乳部門は共同で生乳生産を計画することができ、花きおよび馬鈴薯部門は共同で市場から製品を撤去することができる。民間事業者による共同保管も認められる。

例外適用期間は6カ月間であり、花き、加工用馬鈴薯は5月5日から、生乳は4月1日から遡及して適用される。農協などの生産者団体は、生乳生産量の計画等の対策とその結果を加盟国当局に報告し、加盟国は欧州委員会にこれを通知しなければならない。また、消費者価格をはじめとして、EU単一市場の機能が損なわれることがないように注意深く監視される。なお、一部で求められていた生乳減産に対する奨励金支払いは、今回の発表には盛り込まれていない。

なお、フランスにおいては、生乳の減産を促進するため合計で1千万ユーロが独自に支払われることが決定された。これによって、生乳生産者は、減産1ℓ当たり0.32ユーロ(ただし、前年比2~5%の減産量が対象)を受け取ることができる。今後は、他の国においても、生乳

の減産に伴う同様の措置が講じられることが期待されている。

3. 追加対策への生乳生産者の評価

採択された追加対策、とくにPSAに対する生乳生産者の評価は次のように厳しいものであった。「PSAは乳価下落による生乳生産者の窮状を打破できない。バターと脱脂粉乳の民間在庫を積み増すだけだ。事態の改善には余分な生乳を減産するしかない。3,000万€の補助金は民間在庫より減産した生乳生産者の支援に使うべきである。」

5月7日のEMB広報 (Major European milk powder demonstrations with an appeal to the European Commission) によると、このたびの追加対策に不満を抱くベルギーを始めとする7カ国の生乳生産者は、大量の粉乳を圃場に散布するという抗議行動 (Milk powder demonstrations) に出たという(写真参照)。



ほ場に粉乳を散布する生乳生産者